

報告第 1 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

住宅使用料請求に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年5月28日

足立区長 近 藤 弥 生

住宅使用料請求に関する和解について

足立区は、区営住宅の使用料を滞納した相手方に対する住宅使用料請求につき、下記により和解する。

記

1 相手方

足立区伊興在住者

2 和解の要旨

別紙和解条項案のとおり

(ただし、和解条項案の別紙物件目録及び未納使用料の内訳表は省略)

和 解 条 項 案

- 1 乙は、甲に対し、別紙物件目録記載の足立区営住宅（以下「本件住宅」という。）の使用に関し、別紙未納使用料の内訳表記載の使用料合計額1,015,700円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、甲の交付する納付書により支払う。
 - （1）平成26年5月30日限り10,000円
 - （2）平成26年6月から平成34年9月まで毎月末日限り10,000円ずつ
 - （3）平成34年10月末日限り5,700円
- 3 乙は、甲に対し、本件住宅に関する平成26年5月分以降の使用料（平成27年3月分までは金32,300円、平成27年4月分以降の使用料は足立区営住宅条例（平成9年足立区条例第33号）第14条第1項及び第4項、第29条、第30条により定める額とする。）を毎月末日限り支払う。
- 4 乙が第2項又は第3項の支払を遅滞したときは、当然に期限の利益を失い、乙は、甲に対し、第2項の残金及び第3項の未払いの使用料を直ちに支払う。
- 5 乙において、次のいずれかの場合に該当したときは、甲は、乙に対し、なんらの催告を要しないで、本件住宅に係る乙に対する使用承認を取り消すことができる。
 - （1）乙が第2項の支払を怠ったとき
 - （2）乙が第3項の支払を怠ったとき
- 6 前項により甲が乙に対する本件住宅の使用承認を取り消したときは、乙は、甲に対し、本件住宅を明け渡す。
- 7 甲と乙は、本件に関し、甲及び乙の間に、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

平成26年5月28日

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

甲	足立区
同代表者区長	近藤 弥生

東京都足立区伊興

乙